

# 第1次 愛南町自殺対策計画

生き心地の良い町をめざして

愛 南 町

2019年3月

はじめに

平成 29 年 7 月に閣議決定された自殺総合対策大綱によると、「自殺はその多くが追い込まれた末の死である」とされています。自殺の背景には、こころの問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られています。そのため、自殺対策は地域における生きづらさを減らし、生きる力を支える取組が必要です。

我が国の自殺者数は、近年減少傾向にありますが、依然として毎年 2 万人以上の貴い命が失われています。平成 18 年 10 月に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人の問題」と認識されてきた自殺が、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国をあげて自殺対策が推進されるようになりました。平成 28 年 3 月には、自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び市町村に「地域自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。

このたび策定した「第 1 次愛南町自殺対策計画」は、町の事業を「生きる支援」の観点から体系的に見直し、実効性の高い計画としました。

自殺を予防するために地域のつながりは重要ですが、つながりが強すぎると、却って生きづらさを感じることもあります。そこで、愛南町では「町民が、互いにゆるやかにつながりながら、孤立を防ぐ」ことを意識し、地域、関係機関・団体、行政が一体となって自殺対策に取り組み、生き心地のよい町づくりをめざします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大な御尽力をいただきました「愛南町自殺対策検討委員会」委員の皆様をはじめ、様々な機会を通して貴重な御意見をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月

愛南町長 清水雅文

# 目 次

<b>第1章 計画策定の基本的事項</b> .....	1
1 策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間、数値目標及び評価	
<b>第2章 愛南町における自殺の状況</b> .....	4
1 自殺実態の分析にあたって	
2 自殺者数の推移	
3 自殺死亡率の推移	
4 年齢階級別自殺死亡率	
5 自殺者の原因・動機別構成比	
6 自殺者の自殺未遂歴の有無	
7 自殺者の同居人の有無	
8 愛南町の自殺特性と対策が優先される対象者	
<b>第3章 愛南町における自殺対策の取組の経緯</b> .....	8
1 こころの健康づくりに関連する取組	
2 地域づくりに関連する取組	
3 取組の評価と今後の課題	
<b>第4章 自殺対策の基本的な考え方</b> .....	11
1 愛南町の自殺対策における基本方針	
<b>第5章 自殺対策の取組</b> .....	13
1 町民主体の取組	
2 施策体系	
3 基本施策	
(1) 地域におけるネットワークの強化	
(2) 自殺対策を支える人材の育成	
(3) 町民への啓発と周知	
(4) 生きることの促進要因への支援	
(5) 児童生徒のSOSの出し方・受け止め方に関する教育	

- 4 重点施策
  - (1) 高齢者対策
  - (2) 生活困窮者対策
  - (3) 勤務・経営対策
- 5 生きる支援関連施策
  - (1) 既存の研修等と連携して生きる支援を強化する
  - (2) 気づきのための人材を育成する
  - (3) 生きる支援の情報を幅広く届ける
  - (4) 自殺対策への理解を広める
  - (5) 広報・啓発を強化する
  - (6) 生きることの包括的な支援を実施・継続する

**第6章 計画の推進に向けて** ..... 26

- 1 推進体制
- 2 周知・広報活動

**参考資料** ..... 29

- 1 策定の組織体制
- 2 策定の経過
- 3 愛南町懇話会等の設置及び運用に関する要綱
- 4 愛南町自殺対策検討委員会名簿

# 第1章 計画策定の基本的事項

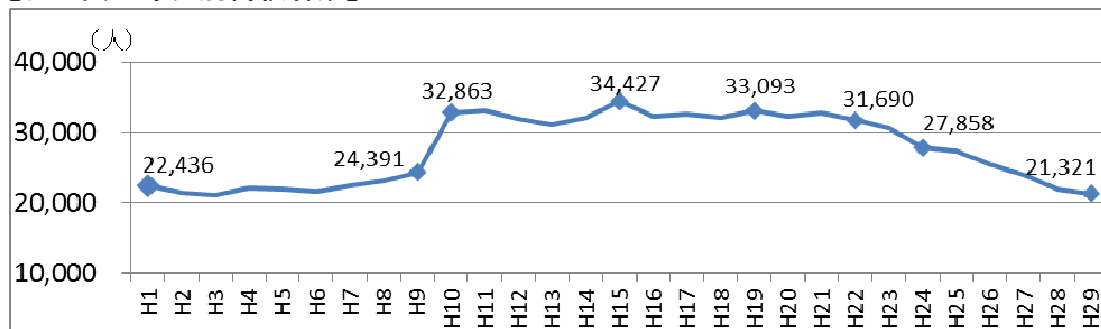
## 1 策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降毎年3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。このような中、平成18年に「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざして「自殺対策基本法」が制定され、国をあげて様々な自殺対策が推進されてきました。その結果、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として認識されるようになり、自殺者数は平成22年以降減少傾向にあります。しかしながら、依然として毎年2万人を超えており、自殺死亡率も世界の先進国と比べると高い値となっています。

平成28年には「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されました。また、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが支援を受けられることを目的に、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。

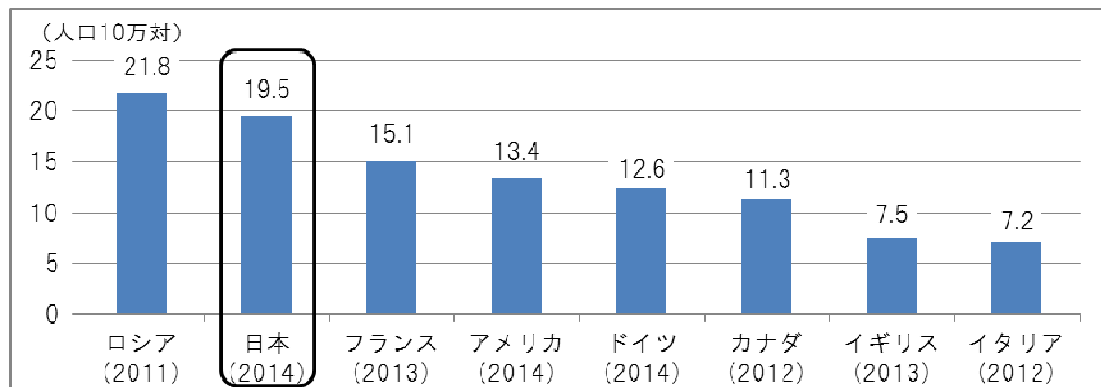
これらの背景を踏まえ、愛南町の特性に応じた自殺対策を推進するため、「第1次愛南町自殺対策計画」を策定しました。

### 【我が国の年次別自殺者数】



出典：警察庁 平成29年中における自殺の状況 補表1-1 年次別自殺者数

### 【先進国の自殺死亡率（人口10万対）】



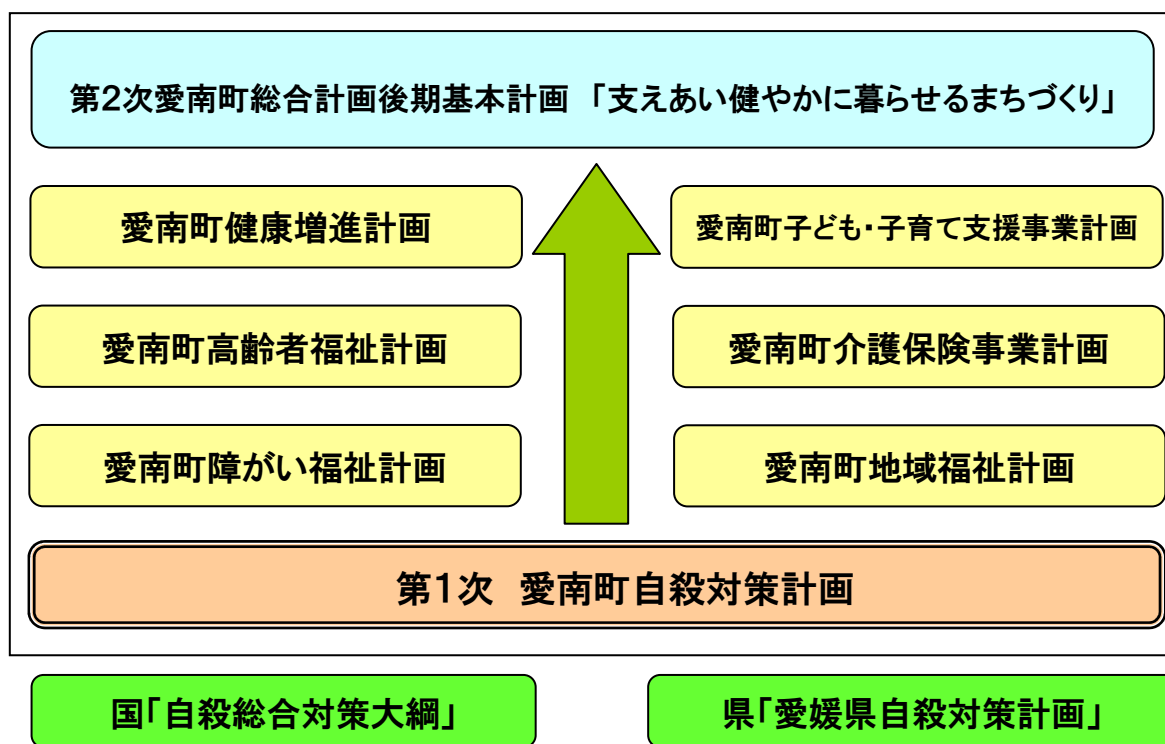
出典：平成29年版自殺対策白書 第1-38図

世界保健機関「WHO 死亡データベース」より厚生労働省自殺対策推進室作成

## 2 計画の位置付け

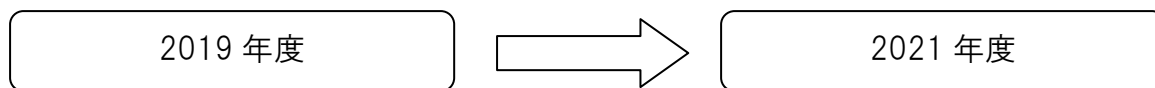
本計画は、自殺対策基本法第13条の規定による市町村自殺対策計画で、国が推進すべき自殺対策の指針として定めた「自殺総合対策大綱」や愛媛県が策定した「愛媛県自殺対策計画」に基づいて策定するものです。

また、「愛南町健康増進計画」の基本的方向（3）生活を営むために必要な機能の維持及び向上の「こころの健康」と関連させるとともに、本計画と関連深い「愛南町子ども・子育て支援事業計画」、「愛南町高齢者福祉計画」、「愛南町介護保険事業計画」、「愛南町障がい福祉計画」、「愛南町地域福祉計画」等とも整合性を持たせ、「愛南町総合計画」の健康・福祉分野の政策目標「支えあい健やかに暮らせるまちづくり」の実現をめざします。



### 3 計画の期間、数値目標及び評価

#### (1) 期間



本計画の期間は、2019 年度から 2021 年度までの3年間とします。また、3年後には計画の見直しを行います。

#### (2) 数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的にめざすのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、2017 年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、2026 年までに我が国の自殺死亡率を、2015 年と比べて30%以上減らし、13.0 以下とすることを目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえ、愛南町では以下を数値目標とします。

**2021 年度までに自殺死亡率 13.0 以下をめざします。**

**直近3年間の自殺者数 15 人に対し、今後3年間の自殺者数を8人以下とします。**

\* 直近3年間の自殺者数：愛南町の2015年から2017年の合計自殺者数（人口動態統計）

\* 今後3年間の自殺者数：2020年愛南町将来人口×自殺死亡率×3年間÷100,000人

2020年愛南町将来人口：19,657人（国立社会保障・人口問題研究所推計2018年3月時点）

自殺死亡率：13.0（国の目標値に合わせた、愛南町が目標とする自殺死亡率）

#### (3) 評価方法

本計画では、成果指標と活動指標について、各指標の3年後の数値目標を設定して評価します。成果指標は、自殺死亡率の低下及び自殺者数の減少とします。活動指標は、第5章に掲げた基本施策、重点施策、生きる支援関連施策の各取組の取組状況とします。

これらの指標は、年度ごとに評価を行い、自殺対策検討委員会に報告します。また、この指標をもとに、自殺対策の推進に関する具体的な方策を検討します。

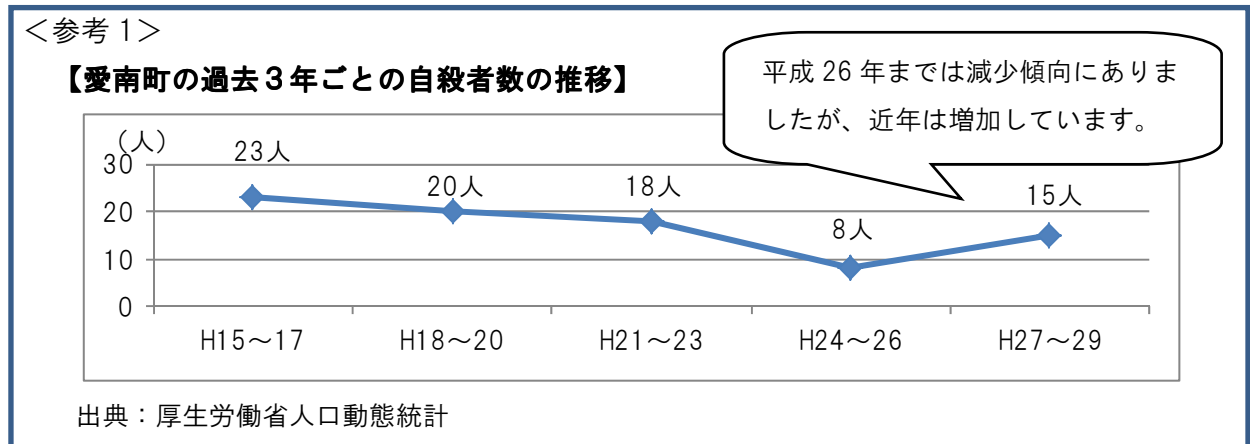
## 第2章 愛南町における自殺の状況

### 1 自殺実態の分析にあたって

本計画では、自殺総合対策推進センターが、平成24年から平成28年の警察庁「自殺統計」に基づいて作成した「地域自殺実態プロファイル」と厚生労働省「人口動態統計」を用いて分析を行っています。警察庁「自殺統計」は、総人口（外国人を含む）を対象とし、発見地及び住居地を基にした統計です。一方、厚生労働省「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、住所地を基にした統計です。

### 2 自殺者数の推移

平成24年から平成28年の5年間の自殺者数は22人で、平均すると年間4.4人となっています。平成26年までは減少傾向にありましたが、平成27年及び平成28年は増加しています。



### 3 自殺死亡率の推移

平成24年から平成28年の5年間の自殺死亡率の平均は18.4で、全国や愛媛県の平均に比べると低い値となっています。しかし、平成27年及び平成28年は、全国や愛媛県よりも高い値となっています。

**【自殺死亡率の推移】(人口10万対)**

	H24	H25	H26	H27	H28	平均	H29
愛南町	16.2	12.4	4.2	25.5	34.6	18.4	13.3
愛媛県	23.0	23.3	21.4	20.1	19.0	21.4	20.7
全国	21.8	21.1	19.6	18.6	17.0	19.6	16.5

平成29年は減少しました。

出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル【2017】

警察庁統計より内閣府作成 平成24~29年確定値



## 4 年齢階級別自殺死亡率

年齢階級別自殺死亡率は、70歳代男性、60歳代男性、80歳以上女性の順で高くなっています。また、40歳代女性、50歳代女性、60歳代女性も全国や愛媛県に比べると高くなっています。さらに、若年者（20歳未満男性）の自殺もみられます。

【年齢階級別自殺死亡率】（人口10万対）

H24～28 合計		愛南町	愛媛県	全国
男性	総数	24.9	30.9	27.7
	20歳未満	11.4	4.4	3.2
	20歳代	0.0	25.2	27.7
	30歳代	0.0	34.3	27.6
	40歳代	0.0	35.7	33.1
	50歳代	24.1	46.2	38.9
	60歳代	53.2	35.9	33.0
	70歳代	53.3	40.3	34.6
	80歳以上	20.9	41.8	42.4
女性	総数	12.6	12.8	11.9
	20歳未満	0.0	1.7	1.6
	20歳代	0.0	11.6	10.8
	30歳代	0.0	11.9	11.4
	40歳代	15.3	14.7	12.7
	50歳代	22.7	17.6	14.4
	60歳代	17.1	15.6	14.4
	70歳代	0.0	15.8	17.4
	80歳以上	29.3	16.0	17.7

出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル【2017】

## 5 自殺者の原因・動機別構成比

不詳を除いた自殺者の原因・動機別の構成比は、経済・生活、健康問題が高く、経済・生活の割合は、全国や愛媛県と比べても高くなっています。また、自殺者の約8割は無職となっています。（22名中19名）

【自殺者の原因・動機別構成比】（%） \* 原因・動機は最大3つまで計上可能としています。

H24～28	家庭問題	健康問題	経済・生活	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
愛南町	0.0	18.2	18.2	0.0	0.0	0.0	4.5	59.1
愛媛県	12.3	35.6	16.4	6.1	3.5	0.7	3.6	42.8
全国	14.7	50.3	17.0	8.8	3.5	1.5	5.4	25.5

出典：警察庁統計により厚生労働省作成 平成24～28年確定値

自殺総合対策推進センターの分析から、平成 24 年から平成 28 年の 5 年間に於いて、自殺者数の多い属性の上位 5 区分が愛南町の主な自殺の特徴として示されました。背景にある主な自殺の危機経路は、それぞれの属性が抱え込みやすい要因とその連鎖のうち、主なものを記載しています。

**【愛南町の主な自殺の特徴】**

上位5区分		割合	背景にある主な自殺の危機経路
1	男性 60 歳以上 無職同居	31.8%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2	女性 60 歳以上 無職独居	13.6%	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3	男性 60 歳以上 有職同居	13.6%	【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
4	男性 40~59 歳 無職同居	9.1%	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5	女性 40~59 歳 無職同居	9.1%	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ状態→自殺

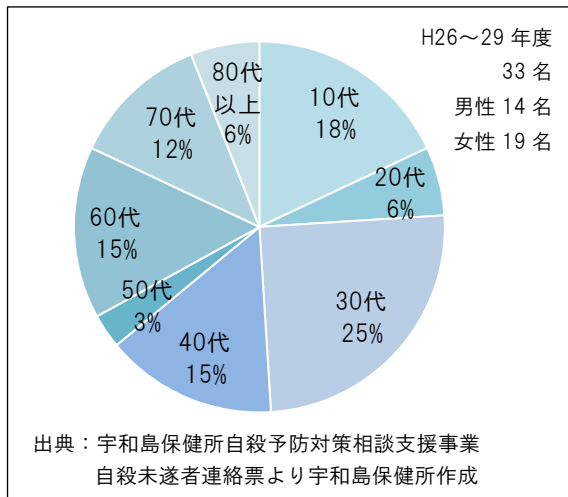
出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール【2017】 自殺実態白書 2013

**6 自殺者の自殺未遂歴の有無**

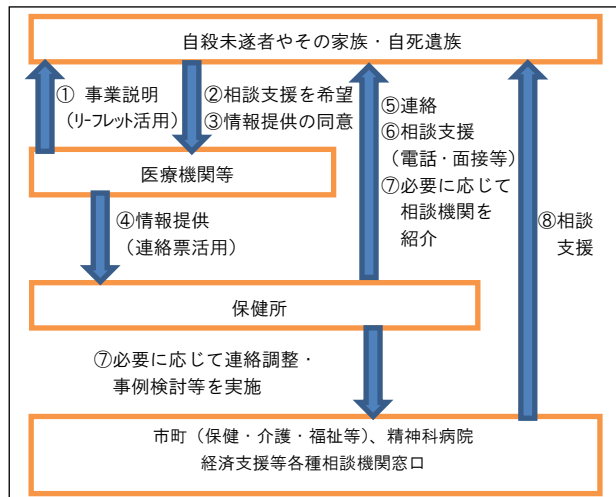
自殺者のうち自殺未遂歴のある割合は 18%で、全国平均（20%）並となっています。自殺で亡くなった人の約 5 人に 1 人が、自殺未遂を経験していることになります。

<参考 2>

**【宇和島保健所管内 自殺未遂者の状況】**



**自殺予防対策相談支援事業 概要**



連絡票で把握した自殺未遂者のうち、約 5 割は 30 歳代までの若年層となっています。平成 29 年度に把握した自殺未遂者のうち、10 代が 4 割を占め、連絡票で把握した若年層の自殺未遂者の割合は増加傾向にあります。

## 7 自殺者の同居人の有無

自殺者のうち同居人がいる割合は、約7割となっています。(22名中16名)

## 8 愛南町の自殺特性と対策が優先される対象者

愛南町における自殺の実態を分析した結果、以下の特性が明らかになりました。

- ① 60歳以上の自殺死亡率は、全国や愛媛県と比べて高い。
- ② 60歳以上の自殺の割合は、町内の他の年代に比べて高い。
- ③ 若年者(20歳未満)の自殺がある。
- ④ 自殺の原因・動機として経済・生活問題の割合が全国や愛媛県と比べて高い。

これらの特性と参考3の状況から、愛南町地域自殺実態プロファイルにおいても重点課題とされている「高齢者」、「生活困窮者」及び「勤務・経営」を愛南町において対策が優先される対象として重点的に取組を進めていきます。

<参考3>

### 【愛南町の世代別自殺者の割合】

H21~28 合計	割合(%)
20歳未満	4.3
20歳以上60歳未満	38.3
60歳以上	57.4

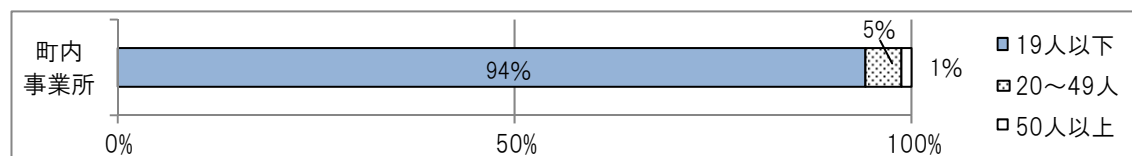
出典：自殺総合対策推進センター  
地域自殺実態プロファイル【2017】

### 【愛南町在住者の従業地の状況】

	人数(人)	割合(%)
町内	8,289	86.8
町外	1,173	12.3
不明	91	1.0

出典：自殺総合対策推進センター  
地域自殺実態プロファイル【2017】 H27 国勢調査

### 【愛南町内事業所の状況】



出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル【2017】 H26 経済センサス-基礎調査

愛南町在住者の86.8%は町内の事業所で働いています。

また、町内の事業所の99%が従業員50人未満の小規模事業所です。

この状況に合わせて働き盛り世代の自殺対策を行う必要があります。

## 第3章 愛南町における自殺対策の取組の経緯

### 1 こころの健康づくりに関連する取組

町では、平成 18 年度に策定した愛南町健康増進計画 2016「健康・生きいき・ai プラン」において、「自殺による死亡が減る」、「子どもが悩みを相談できる大人が増える」の2つの達成目標を掲げて以下の取組を実施しました。

- ・ブックスタート事業を乳児健診で実施
- ・保育所・幼稚園で親と子の性教育講座の実施
- ・虐待予防のためハイリスク妊婦や要フォロー児への支援を実施
- ・思春期アンケートのこころに関する結果を学校保健委員会で情報提供
- ・世代を超えた食育の推進を図るため、世代間交流を目的とした教室を実施
- ・健康推進員を対象に認知症サポーター養成講座を実施
- ・南宇和心の健康を考える会や南宇和障害者の社会参加を進める会と協働で研修会や啓発活動の実施

平成 29 年度には 10 年間の取組の評価を行い、第 2 次愛南町健康増進計画「健康・生きいき・ai プラン」を策定しました。第 2 次計画では「気軽にこころの悩みを相談できる人が増える」、「相談窓口を知っている人が増える」、「こころの疲れを軽減できる人が増える」ことをめざし、以下の目標項目を設定して取組を進めています。

#### 【こころの健康に関する目標項目】

項目	現状値		目標値	出典
ストレスを解消する方法を持っている人の割合	総数	61.3%(平成 29 年度)	70.0%	※1
相談できる窓口を知っている人の割合	男性	21.9%(平成 27 年度)	30.0%	※2
	女性	37.5%(平成 27 年度)	40.0%	
悩みについて相談できる人がいる人の割合	男性	78.4%(平成 28 年度)	85.0%	※3
	女性	88.8%(平成 28 年度)	95.0%	
	小学生男子	77.1%(平成 28 年度)	80.0%	
	小学生女子	86.3%(平成 28 年度)	90.0%	
	中学生男子	82.1%(平成 28 年度)	85.0%	
	中学生女子	87.0%(平成 28 年度)	90.0%	
	高校生男子	84.7%(平成 28 年度)	88.0%	
	高校生女子	85.4%(平成 28 年度)	88.0%	
体よりこころの疲れを感じている子どもの割合	中学生男子	48.8%(平成 28 年度)	47.0%	※3
	中学生女子	58.9%(平成 28 年度)	57.0%	
	高校生男子	67.5%(平成 28 年度)	65.0%	
	高校生女子	75.9%(平成 28 年度)	73.0%	

※1：愛南町総合計画「まちづくり住民アンケート」 ※2：愛南町「健康づくりアンケート」

※3：愛南町「思春期アンケート」

また、平成 23 年度から自殺対策緊急強化事業として以下の取組を行っています。

対面相談事業
・精神科医師によるこころの健康相談（平成 15 年から開始）
人材養成事業
・民生児童委員、介護支援専門員、通所・訪問介護事業所への自殺予防の学習会を実施 ・民生児童委員に対しゲートキーパー研修会の実施 ・健康づくり地区組織リーダーを対象にこころの健康に関する学習会を実施
普及啓発事業
・こころの相談窓口や自殺予防啓発のためのリーフレットを作成し配布 ・職場のメンタルヘルスについて講演会を実施 ・うつ病、自殺予防、ストレスなどこころの健康について、健康カレンダー、広報、チラシなどで啓発
若年層対策事業
・高校卒業後の生活について、精神的サポートの内容を盛り込んだ新生活応援BOOKを作成し、高校3年生に配布 ・新生活応援BOOKを活用し、教室を実施 ・中学生の保護者を対象に思春期性教育講座を実施

## 2 地域づくりに関連する取組

自殺対策の原点は、生きることの支援として町民の暮らしを守ることにあります。愛南町では、「南宇和心の健康を考える会」、「南宇和障害者の社会参加を進める会」等の精神保健福祉活動を通して、関係者が顔の見える関係を築くとともに、地域住民と協働で障がい者の就労や居住の場の確保などの支援を行ってきました。また、障害者自立支援法に基づき、地域生活への移行支援や、就労継続支援事業所や多機能型就労支援所などでの就労支援も行っています。さらに、平成 22 年度からの 3 年間では、地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）を活用して、障がい者就労による放置果樹園等の利用事業等の雇用の創出、相談体制の構築による自殺対策事業などを行ってきました。

これらの取組は地域包括ケアシステムとして地域に根付いており、更に自殺対策における地域のネットワークとしての機能も果たしています。

### 3 取組の評価と今後の課題

これまでの取組を評価した結果、次の5つを今後の課題としました。

#### ○ こころの健康づくりの啓発

- ・自分自身のこころの不調に気づき、対処できる人を増やすことが必要です。
- ・自殺を身近な問題として認識できる人を増やすことが必要です。

こころの健康に関する正しい知識の普及啓発については、様々な機会を通じて行ってきました。今後も、町民がこころの健康づくりに取り組むことができるよう、ライフステージに合わせた啓発を行う必要があります。特に、次世代を担う子どもたちのこころの健康づくりについては、子どもが信頼できる大人に助けの声をあげることができる教育を進めることが必要です。

#### ○ 相談窓口の周知・啓発

- ・こころの相談窓口を知っている人は31.2%と少なく、周知が必要です。
- ・悩みを相談できる人がいる人の割合を増やす取組が必要です。

相談窓口の周知については、健康カレンダーや広報などの媒体や、保健事業の機会を活用して取組を進めてきました。しかし、こころの相談窓口を知っている人は約3割と低く、今後も効果的な周知活動を行っていく必要があります。

#### ○ 人材育成

- ・周りの人の悩みに気づき、声かけや見守りができる人を増やすことが重要です。

人材育成については、民生児童委員や健康づくり地区組織リーダー等を対象に自殺の現状や自殺予防の普及啓発、ゲートキーパー研修会を実施し、地域で自殺対策を支える人材の育成を図ってきました。今後も、地域における自殺対策の理解者を増やし、地域のゆるやかな見守り力を広げていくことが必要です。

#### ○ 関係機関、庁内関係課との連携

- ・関係機関がしっかりつながり、支援できる体制が重要です。

関係機関との連携については、相談機関や地域の支援者、職域、学校などと町の現状や課題を共有し、地域の力を活かした取組を進めてきました。今後もこのつながりを活かし、庁内関係課とも連携して自殺対策に取り組む必要があります。

#### ○ ハイリスク者への支援

- ・自殺のリスクを抱える方に対して、孤独、孤立を防ぐ取組が必要です。

ハイリスク者への支援については、保健所や医療機関等と連携し、自殺未遂者や精神疾患を抱えた方、生活困窮者等自殺のリスクを抱える方への支援を行ってきました。今後はさらに連携をすすめ、切れ目のない支援を行う必要があります。

## 第4章 自殺対策の基本的な考え方

### 1 愛南町の自殺対策における基本方針

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、愛南町では次の5つを自殺対策における「基本方針」として計画の推進を図ります。

#### (1) 生きることの包括的な支援として推進する

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であるとの認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、一人ひとりの生活を守るという姿勢で取り組んでいきます。

個人、地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺のリスクが高まります。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因を減らす取組」に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺のリスクを低下させる方向で推進します。

#### (2) 関連施策との連携を強化して総合的に取り組む

自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む総合的な取組が重要です。また、このような総合的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が連携する必要があります。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や、生活困窮者自立支援制度など関連施策との連携を強化し、医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な支援を受けられることをめざします。

#### (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」を時系列的な対応の段階と効果的に連動させることが重要です。

時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」や、現に起こりつつある自殺の発生危機に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」があり、それぞれの段階において施策を講じていきます。加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、児童生徒等を対象とした、「SOSの出し方・受け止め方に関する教育」を推進します。

#### **(4) 実践と啓発を両輪として推進する**

自殺対策は、当事者支援や関係者との連携を図るなどの実践的な取組だけでなく、自殺対策に関する周知・啓発との両輪で推進していくことが重要です。

特に、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であることなど自殺に対する基本的な理解や、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行っていきます。

また、全ての町民が、自殺に対する理解を深め、自殺を考えている人のサインに早期に気づき、状況に応じて支援先につなぐとともに、支援者と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

さらに、町民に効果的に周知・啓発するために、ケーブルテレビなどとも協働で取り組みます。

#### **(5) 町民及び関係機関の役割を明確化し、連携・協働して取り組む**

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、町民、行政、関係団体、企業が、自殺は社会全体の問題であるという認識を持ち、我が事として自殺対策に取り組むことが重要です。そのために、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、情報を共有した上で相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。



# 第5章 自殺対策の取組

## 1 町民主体の取組

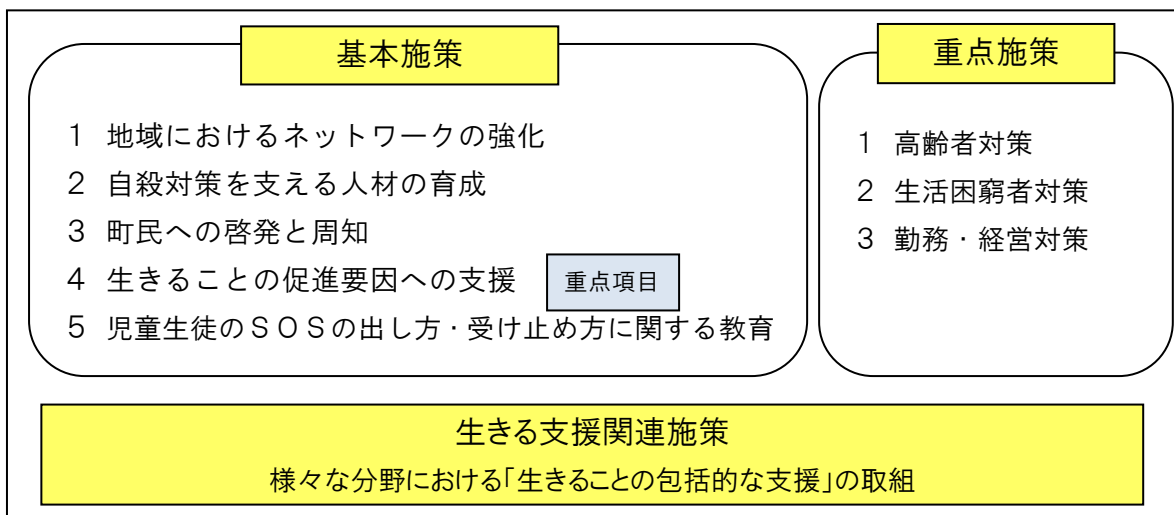
「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、町民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、主体的に取り組むことが大切です。自殺対策において町民は、支える存在にも、支えられる存在にもなります。例えば、身近な人が悩んでいる場合には、早めに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援や相談先につなぎ、見守っていく役割を担うことや、自分自身が問題を抱えている場合には、誰かに助けを求め、支援を受けられることがあげられます。

自殺を予防するためには、地域のつながりが重要ですが、つながりが強すぎることにより、生きづらさを感じてしまうこともあります。愛南町では「ゆるやかにつながりながら孤独、孤立を防ぐ」をキーワードに、町民を取り巻く地域、関係機関・団体、行政が一体となって自殺対策に取り組めます。

## 2 施策体系

愛南町の自殺対策は、大きく3つの施策で構成されています。国が定める地域自殺対策政策パッケージにおいて、すべての市町村が共通して取り組むこととされている「基本施策」と愛南町の自殺の実態を踏まえた「重点施策」、さらに、その他の取組をまとめた「生きる支援関連施策」です。

基本施策は、自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。重点施策は、愛南町において対策が優先される対象で、自殺のハイリスク層である高齢者と、自殺のリスク要因となっている経済・生活問題や、勤務・経営問題に関する取組です。また、生きる支援関連施策は、愛南町において既に行われている様々な事業を、自殺対策と連動して推進する取組です。これらの3つの施策を一体的かつ包括的に取り組めます。



### 3 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組で、「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材の育成」、「町民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」、「児童生徒のSOSの出し方・受け止め方に関する教育」の5つです。これらの施策を推進することで、町の自殺対策の基盤を強化します。

愛南町の特性に応じた自殺対策をより効果的に推し進めていくために、5つの基本施策の中から（4）「生きることの促進要因への支援」を重点項目に設定しました。

#### （1）地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進にあたって基盤となるのが、関係機関のネットワークの強化です。町では、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、地域に既に構築、展開されているネットワークとも連携していきます。

	取組	内容
1	自殺対策検討委員会の開催	町の自殺対策推進の中核組織として、自殺対策に係る協議や計画の進捗状況の確認と評価を行います。
2	健康づくり推進懇話会の開催	町の健康づくり推進の中核組織として、愛南町健康増進計画の進捗状況の確認と評価を行います。こころの健康や地域のきずなによる社会づくりなど、自殺対策に関連のある分野の協議も行います。
3	小中学校との連携強化	町内各小中学校に設置されている学校保健委員会において、児童生徒の状況を共有します。
4	「南宇和心の健康を考える会」「南宇和障害者の社会参加を進める会」を通じたネットワークの強化	保健、医療、福祉、職域、教育などの町内外の幅広い関係機関で構成されています。心の健康に関する研修を行いながら、顔の見える関係を築き、ネットワークを強化します。
5	健康づくり地域推進会議の開催	働く世代の健康づくりに向けたメンタルヘルス対策を会議において共有します。

#### （2）自殺対策を支える人材の育成

自殺対策は、それを理解し、担い支える人がいて機能します。町では、関係者だけでなく、町民に対しても研修会等を開催することにより、自殺対策の視点を共有する人材を幅広く育成して対策を推進します。

	取組	内容
1	地域の見守り体制の構築	地域の健康づくりのリーダーである食生活改善推進員、健康推進員、子育て推進員や町民が、家族や身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、耳を傾け、必要な支援や相談へとつなぐことができるよう、ゲートキーパー研修会を開催し、ゆるやかな見守り体制づくりを進めます。
2	ゲートキーパーの育成	町民の身近な存在である民生児童委員をはじめ、町職員や介護支援専門員等を対象に自殺予防に関する研修会を行い、ゲートキーパーとして活動できる人材を育成します。

### (3) 町民への啓発と周知

町民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、悩みを抱えた際に適切な支援へとつながることができません。そのため、町では、様々な機会を通じて相談窓口等に関する情報を周知するとともに、町民が健やかな社会生活を営むことができるよう、ストレスやこころの健康等の正しい知識を普及啓発していきます。

	取組	内容
1	広報媒体を活用した啓発	町の広報誌や健康カレンダー、ケーブルテレビ等を活用し、自殺予防に関連する正しい知識と自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせた啓発を行います。
2	こころの健康に関する相談窓口の周知	相談窓口を掲載したリーフレットを作成し、健康相談や健診結果報告会等保健事業の機会を活用し、こころの健康に関する相談窓口を普及啓発します。

### (4) 生きることの促進要因への支援



自殺対策では、「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことにより、自殺のリスクを低下させることが重要です。町では、自殺未遂者や遺された人、自殺のリスクを抱える人に対して、生きるためのつながりづくりを行うことにより、孤独や孤立を防ぎ、「生きることの促進要因」の強化につながる取組を進めます。

また、愛南町の将来を見据えた自殺対策として、アルコール問題にも取り組みます。アルコール依存症は自殺の危険因子であることが指摘されています。愛南町では、男性、女性ともに多量飲酒や頻回な飲酒が課題としてあげられ、適正飲酒を実践できるよう取組を行っています。背景にある社会的・経済的要因等も踏まえつつ、関係機関と連携しながら対策を推進していきます。

	取組	内容
1	自殺未遂者や遺された人への支援	自殺未遂者やその家族への支援を保健所と協働で引き続き実施していきます。また、遺された人に対しても支援できる体制づくりを行います。
2	自殺のリスクを抱える人への支援	健診や家庭訪問、来所相談等保健事業のあらゆる機会において、健康問題等自殺のリスクにつながる問題を抱えている人を把握し、医療機関や社会福祉協議会等と連携して切れ目のない包括的な支援を行います。また、うつ病やアルコール依存症を抱える人やその家族が、早めに支援につながるような体制づくりを行います。

## (5) 児童生徒のSOSの出し方・受け止め方に関する教育

自殺の背景にある様々な問題は、人生の中で誰もが直面し得る危機です。自殺の発生を防ぐには、支援先の情報を知り、問題への対処方法を早い時期から身につけておくことが重要です。町では、学校や地域の関係者と連携して、児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられるための教育を推進します。また、支援を求めることができても、ゆるぎない受け皿が確保されていなければ効果は得られないことから、子どもが出したSOSに周囲の大人が気づき、対応できる取組を並行して行います。

さらに、こころの健康の基盤となる親子の関係づくりは、将来的な自殺リスクの低減においても重要な課題です。子育て支援と自殺対策を連動させ、妊娠期から継続した支援に取り組めます。

	取組	内容
1	SOSの出し方・受け止め方に関する教育の実施	町内小中学生、高校生を対象に実施体制が整った学校から「SOSの出し方教育」を実施します。また、教職員や保護者を対象に「子どものSOSの受け止め方」について情報提供します。
2	若年層対策の検討	町内小中学生、高校生に対しアンケートを実施し、児童生徒の状況を把握して、若年層の対策を検討します。
3	小中学校との情報共有	町内各小中学校に設置されている学校保健委員会において、「児童生徒のSOSの出し方・受け止め方に関する教育」について情報共有します。
4	妊娠期からの切れ目のない支援	自殺のリスクにつながる問題を抱えている人を妊娠期から把握して、学校、保育所、幼稚園等と連携し、切れ目のない支援を行います。

## 4 重点施策

重点施策とは、愛南町の自殺の実態を踏まえ、対策が優先される対象で、自殺のハイリスク層である「高齢者」と自殺のリスク要因となっている「経済・生活問題」、「勤務・経営問題」に関する取組です。基本施策に加えて、これらの施策を推進することで、町民一人ひとりのかけがえのない命を守ります。

### (1) 高齢者対策

高齢者は、家族との死別や離別、身体疾患をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込むことがあります。また、地域とのつながりが希薄である場合には、支援が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。さらに、介護の悩みを抱える高齢者とその家族の孤立や、引きこもりが長期化し、支援につながらないまま親子が高齢化してしまう「8050（はちまるごうまる）問題」など、高齢者本人だけでなく、家族に影響が及んでいることも少なくありません。

高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組のみならず、健康、医療、介護、生活などに関する関係機関や団体等と連携し、高齢者を支える家族や介護者に対する支援にも取り組む必要があります。

	取組	内容
1	介護予防事業と連動した普及啓発	高齢者やその家族の孤立を防ぎ、安心して生活ができるように、地域の老人クラブの集まりやサロン、認知症カフェ等介護予防事業の場で支援先の情報提供や、高齢者のメンタルヘルスについて普及啓発します。
2	介護関係者への普及啓発	介護支援専門員やヘルパー等へ高齢者のメンタルヘルスやゲートキーパーについて普及啓発し、連携して支援します。

### (2) 生活困窮者対策

生活困窮による自殺を防ぐには、生活困窮者一人ひとりの尊厳と主体性を大切にし、孤立している場合には、多様なつながりづくりができることをめざす必要があります。また、生活扶助等の経済的な支援に加えて、就労支援や心身面の疾患に対する治療等、様々な分野の関係者が協働し、包括的に取組を進めることが重要になります。

厚生労働省は平成 28 年 7 月に、各自治体向けに「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を発出し、自殺の防止にあたっては精神保健の視点だけでなく、本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な

生きる支援を展開することが重要と示しています。町でも、各相談機関との連携を強化し、様々な背景を抱える生活困窮者の相談支援を行います。

	取組	内容
1	生活支援の継続実施	社会福祉協議会や生活保護事務担当者と家庭訪問や来所相談、電話相談等を行い、連携して生活支援を行います。
2	就労支援の継続実施	社会福祉協議会や就職支援センターと連携し、自殺予防の視点を持ち、就労支援を行います。

### (3) 勤務・経営対策

平成 26 年度の経済センサス基礎調査によると、町内事業所の 99%が従業員 50 人未満の小規模事業所となっています。小規模事業所では、従業員のストレスチェックが義務付けられていないなど、メンタルヘルス対策が十分ではありません。そのため、こころの悩みを抱えた人が、適切な相談・支援先につながるができるよう、愛南町の事業所の形態に合わせたこころの健康に関する情報提供を行う必要があります。町では、愛南町健康づくり地域推進会議などを通じて積極的に職域や事業所と連携を図り、実践可能なこころの健康づくりに取り組みます。

	取組	内容
1	※1 健康経営の普及啓発	商工会や協会けんぽ、※2 地域産業保健センターと連携し、町内の小規模事業所の管理職や健康管理担当者を対象に、メンタルヘルスに関する情報提供を行い、メンタル面の不調等の気づきへの理解や各相談窓口の周知を行います。
2	健康づくり地域推進会議での情報共有	働く世代の健康づくりに向けたメンタルヘルス対策を会議において共有します。
3	健康づくり教室を活用した情報提供	健康づくり教室を活用して、勤労者に対してうつや睡眠障害、飲酒リスク等に関する情報提供を行い、メンタル面の不調等の気づきや理解、各相談窓口の周知を行います。

※1 健康経営…従業員の健康の維持・増進が企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方により、経営的な視点から、従業員の健康管理を実践すること。

※2 地域産業保健センター…労働者 50 人未満の小規模作業所の事業主や小規模事業所で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを実施している機関。



## 5 生きる支援関連施策

生きる支援関連施策とは、愛南町において既に行われている様々な事業について、事業の棚卸により自殺対策と関連性が見出された事業です。既存の事業に「生きることの包括的な支援の視点」を盛り込むことで、迅速かつ確実な支援につなげ、自殺対策の実効性を高めます。

### (1) 既存の研修等と連携して生きる支援を強化する

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課・係
継続	職員福利厚生事務	職員の福利厚生を行う。	職員のメンタルヘルス研修を行う。	総務課 職員係
継続	民生児童委員運営事業	民生児童委員が地域の相談支援を実施する。	民生児童委員を対象にした研修会や会議等において、自殺の実態や自殺対策についての情報提供を行う。	保健福祉課 社会福祉係
新規	介護予防サービス計画作成事務	委託事業所等が適切な介護保険ケアマネジメント業務を行う。	主任ケアマネ会で、自殺予防の研修会を2年に1回実施する。	地域包括支援センター
新規	包括事業所内研修・連絡会実施事業、介護支援専門員研修事業、介護支援専門員連絡会実施事業	地域の課題や現状を把握して職員相互の情報や知識を共有する。	介護支援専門員連絡会で、自殺予防の研修会を2年に1回実施する。	地域包括支援センター
新規	高齢者の権利擁護に関する事業	高齢者の権利擁護に関する相談や対応を行う。	介護支援専門員連絡会で、自殺予防の研修会を2年に1回実施する。	地域包括支援センター
新規	認知症ケア向上推進事業【サポーター養成】	認知症サポーターキヤラバンメイトを養成する。	キヤラバンメイト連絡会で、自殺予防の情報提供を2年に1回行う。	地域包括支援センター
新規	スマイルプロジェクト事業	グループホーム管理者の連携・体制整備を支援する。	グループホーム連絡会で、自殺予防の情報提供を2年に1回行う。	地域包括支援センター
新規	教職員資質向上推進事業	校長等職務別研修会を開催する。	研修会で自殺対策の情報提供を行う。	学校教育課

## (2) 気づきのための人材を育成する

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課・係
継続	地域子育て支援拠点事業	地域子育て拠点を開設し、交流・相談等を行う。	こころの健康に関する公開学習会への参加を呼びかける。	保健福祉課 子育て支援係
新規	消防団運営事業	消防団員幹部を対象に会議を開催する。	消防団幹部会議等でゲートキーパー研修会を行う。	消防本部 庶務課
新規	家庭教育支援事業	あいなん子育て応援グループを運営する。	定例会で自殺対策の情報提供をしたり、こころの健康に関する公開学習会への参加を呼びかける。	生涯学習課

## (3) 生きる支援の情報を幅広く届ける

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課・係
継続	行政協力員事業	行政協力員会議の開催や、地区へ文書配布等を依頼する。	年度当初の各支所単位の地域会議にて相談窓口の普及啓発を行う。	総務課 行政係
新規	高齢者個別訪問交通安全指導補助事業	愛南警察署駐在所連絡協議会会員が高齢者宅を個別訪問する。	総会にて相談窓口の紹介を行い、会員が個別訪問時に相談窓口を紹介する。	総務課 安全推進係
新規	税金滞納に関する事務	住民税賦課収納事務、固定資産税賦課収納事務、軽自動車税賦課収納事務、滞納整理事務、賦課収納事務、収納事務を行う。	催告を行う際の納税相談窓口において、必要に応じてこころの相談窓口を紹介する。	税務課 管理収納係
新規	町営住宅訴訟対応事務	町営住宅の入居者の家賃滞納等に対して訴訟等を実施する。	催告を行う際に、必要に応じて相談窓口を紹介する。	建設課 管理係



	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課・係
新規	独居高齢者見守り推進事業	独居高齢者を民生児童委員や老人クラブ会員が訪問等で安否確認する。	老人クラブ会長等に相談窓口を紹介する。	高齢者支援課 高齢者支援係
新規	緊急通報システム整備事業	緊急通報システムの利用者を民生児童委員や老人クラブ会員が訪問等で安否確認する。	老人クラブ会長等に相談窓口を紹介する。	高齢者支援課 高齢者支援係
新規	介護予防教室実施事業	高齢者に介護予防のための教室を開く。	教室内で自殺予防の情報提供をし、相談窓口を紹介する。	地域包括支援センター
新規	認知症ケア向上推進事業【カフェ】	認知症カフェを開催し、本人や家族を支援する。	認知症カフェで自殺予防の情報提供を行う。	地域包括支援センター
新規	児童生徒教職員健康管理事業	定期健康診断を行う。	こころの相談窓口の紹介チラシを健診結果に同封する。	学校教育課
新規	少年健全育成事業	育成員による巡回活動、相談業務を行う。	育成員にこころの相談窓口の紹介チラシを配布する。	生涯学習課

#### (4) 自殺対策への理解を広める

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課・係
新規	総合計画策定事業	総合計画の策定、進行管理を行う。	次期計画に、自殺予防の視点を盛り込む。	企画財政課 企画調整係
新規	子ども・子育て支援事務	子ども・子育て支援事業計画の策定、進行管理を行う。	次期計画に、自殺予防の視点を盛り込む。	保健福祉課 子育て支援係

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課・係
新規	介護保険計画策定事業	介護保険計画の策定、進行管理を行う。	次期計画に、自殺予防の視点を盛り込む。	高齢者支援課 介護保険係
新規	地域包括支援ネットワーク懇話会事業	地域の保健・医療・福祉機関や関係組織の連携を強化する。	会議において、自殺予防の情報提供を2年に1回行う。	地域包括支援センター

## (5) 広報・啓発を強化する

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課・係
新規	コミュニティバス運営事業	公共交通空白地域にあいなんバスを運行する。	バス車内に相談窓口を掲載した中刷り広告を掲示する。	総務課 安全推進係
継続	広報あいなん事業	広報「あいなん」を作成し、配布する。	自殺予防啓発月（9月、3月）に関連記事を掲載する。	総務課 地域情報・電算係
新規	ホームページ運用管理事業	愛南町公式ホームページを運用する。	ホームページにて相談窓口を掲載する。	総務課 地域情報・電算係
新規	あいなん生き生き推進大会実施事業	高齢者に関する学習や体験の発表等を実施する。	こころの相談窓口の紹介チラシを会場に設置する。	地域包括支援センター
新規	各公民館生涯学習事業	各公民館にて生涯学習業務を行う。	こころの相談窓口の紹介チラシを窓口に設置する。	生涯学習課
新規	大森文化会館管理運営事業	大森文化会館の行事や地域の相談を行う。	こころの相談窓口の紹介チラシを窓口に設置する。	生涯学習課 人権啓発室

## (6) 生きることの包括的な支援を実施・継続する

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課・係
継続	戸籍住民基本台帳事務、人口動態調査事務、年金受付・相談事業	住民の転出入事務、出生・死亡・婚姻・離婚等の事務手続きや国民健康保険に関する事務を行う。	対応時、自殺のリスクが高いと思われる人について、地区担当保健師と共有する。	町民課 住民係 年金係
新規	消費生活相談事業	消費生活トラブルに関する相談や被害防止に向けた活動を行う。	本人と面接し、自殺のリスクを把握できれば、本人の了解を得て地区担当保健師につなげる。	商工観光課 商工観光係
継続	就職支援センター運営事業	職業紹介を行う。	相談内容により、本人の了解を得て地区担当保健師につなぐ。	商工観光課 商工観光係
継続	母子父子小口資金貸付事業	母子・父子世帯に緊急的な資金の貸付を行う。	本人と面接し、自殺のリスクを把握できれば、本人の了解を得て地区担当保健師につなげる。	保健福祉課 子育て支援係
継続	障害者地域生活支援事業	障がい者が地域生活を送るために必要な事業を実施する。	本人やその家族と面接し、自殺のリスクを把握できれば本人の了解を得て地区担当保健師につなぐ。	保健福祉課 障がい者福祉係
継続	地域生活支援事業基本相談支援	障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を行う。	本人やその家族と面接し、自殺のリスクを把握できれば本人の了解を得て地区担当保健師につなぐ。	保健福祉課 障がい者相談支援センター係
新規	災害見舞金給付事業	災害の被災者に見舞金を給付する。	災害見舞金を給付する時に、必要に応じて保健師が同伴する。	保健福祉課 社会福祉係

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課・係
継続	生活保護事務	生活保護の受給決定を行う。	本人やその家族と面接し、自殺のリスクを把握できれば本人の了解を得て生活保護事務担当者から地区担当保健師につなぐ。	南予地方局 地域福祉課  保健福祉課 社会福祉係
継続	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者、その家族等からの相談に応じ、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を行う。	本人やその家族と面接し、自殺のリスクを把握できれば本人の了解を得て地区担当保健師につなぐ。	保健福祉課 社会福祉係  社会福祉協議会  南予地方局 地域福祉課
継続	要保護児童対策推進事業	児童虐待通告や相談を実施する。	関係機関が情報を把握・共有した上で環境を調整し、自殺リスクの軽減を図る。	保健福祉課 健康増進係
継続	食の自立支援事業、配食サービス事業	食事の準備が困難な高齢者に配食サービスを実施する。	実態調査やアセスメントで自殺のリスクが高いと思われる人について、地区担当保健師と共有する。	高齢者支援課 高齢者支援係
継続	高額療養費貸付事業	介護サービス等に要した費用が高額で支払いが困難な人に費用の一部を貸付する。	相談対応時、自殺のリスクが高いと思われる人について、地区担当保健師と共有する。	高齢者支援課 介護保険係
継続	高齢者心配ごと相談事業	町民の心配ごとに対する相談や助言を行う。	相談対応時、自殺のリスクが高いと思われる人について、地区担当保健師と共有する。	地域包括支援センター

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課・係
継続	高齢者総合相談事業	高齢者が地域で安心して生活できるよう支援や助言を行う。	相談対応時、自殺のリスクが高いと思われる人について、地区担当保健師と共有する。	地域包括支援センター
継続	こころの健康相談事業	精神科医師による個別相談を行う。	精神科医師による相談を通じて、自殺のリスクが高い人やその家族への支援を行う。	地域包括支援センター
新規	介護支援専門員に対する個別支援事業	介護支援専門員のメンタルヘルスを整えるための支援を行う。	新任期等の介護支援専門員のメンタルヘルスを整えるための個別支援を行う。	地域包括支援センター
継続	総合事業介護予防ケアマネジメント事業	総合事業のみの利用者にケアマネジメントを行う。	基本チェックリストを活用し、ケアマネジメントに反映させる。	地域包括支援センター
新規	救急業務運用事業	町内で発生した救急業務の対象となる傷病者を医療機関へ搬送する。	自殺未遂者や遺された人に対する支援体制について、今後協議する。	消防本部 庶務課
新規	心の教育推進事業	いじめ・不登校等相談員による電話相談や通所相談を行う。	地区担当保健師と各学校が連携し、一人ひとりの状況に合わせて支援を行う。	学校教育課
継続	特別支援教育庶務事務	教育支援委員会を設置し、就学先や支援を助言する。	相談対応時、自殺のリスクが高いと思われる人について、地区担当保健師と共有する。	学校教育課

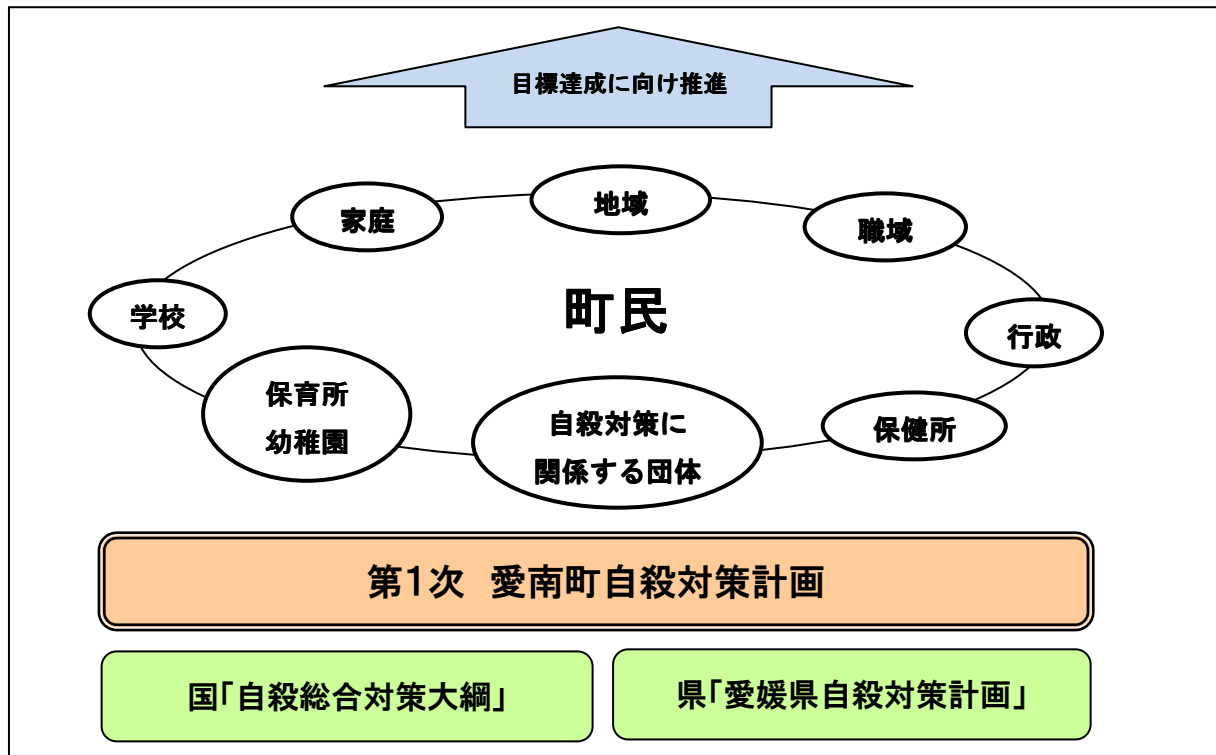
# 第6章 計画の推進に向けて

## 1 推進体制

自殺対策を推進するためには、町民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが重要です。今後、自殺対策に地域全体で取り組んでいくために、町民、地域、学校、関係団体、職域、行政などが目標を共有し、それぞれの役割を担い、連携、協働して対策を進めていきます。

また、関係機関や民間団体で構成する「愛南町自殺対策検討委員会」を設置し、自殺対策の進行状況の確認や評価を行い、取組を推進します。

本計画の取組状況や目標値は保健福祉課が把握し、計画の適切な進行管理に努めます。さらに、庁内各課と取組を協議し、全庁的な関連施策の推進を図ります。



## 2 周知・広報活動

自殺対策に関する情報はケーブルテレビや広報、ホームページなどの多様な媒体を活用して発信していきます。また、町民の身近な存在として健康づくり地区組織リーダーが地元の特徴を活かした広報活動が展開できるよう、各組織の定例会や各地域の連絡会で情報を提供していきます。

社会的障壁により情報を得ることができない人や、情報を得る機会がなく、健康行動を起こすことができない人に対しては、生活保護事務担当者や社会福祉協議会など関係機関・団体と協力して情報を発信します。

# 參考資料

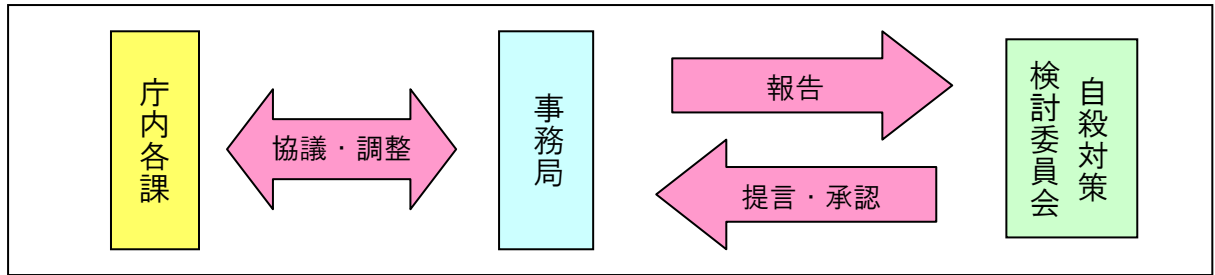


# 目 次

1	策定の組織体制	29
2	策定の経過	29
3	愛南町懇話会等の設置及び運用に関する要綱	30
4	愛南町自殺対策検討委員会名簿	32



# 1 策定の組織体制



## ○庁内各課

管理職会にて自殺対策について認識の統一を図りました。

各課事務事業について自殺対策の視点を盛り込んだ事業の棚卸を行いました。

## ○自殺対策検討委員会（2回開催）

計画策定に関する事項について提言・承認を行いました。

- ・保健・医療関係者、各種団体の代表等（10名）

## ○事務局（保健福祉課）

自殺対策検討委員会で話し合った内容を調整し、計画策定につなげました。

# 2 策定の経過

## <自殺対策検討委員会>

### 第1回検討委員会

日程：平成30年9月25日

内容：第1次 愛南町自殺対策計画骨子（案）について

### 第2回検討委員会

日程：平成30年12月12日

内容：第1次 愛南町自殺対策計画の素案について

### 3 愛南町懇話会等の設置及び運用に関する要綱（抜粋）

平成 22 年愛南町告示第 27 号

（設置）

第 1 条 愛南町住民参画推進条例（平成 21 年愛南町条例第 21 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、附属機関に類するものとして懇話会その他の協議のための機関（以下「懇話会等」という。）を置く。

（名称等）

第 2 条 懇話会等の名称及び協議事項並びにその属する執行機関の区分は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、懇話会等の協議事項について、町長は、その協議の状況に応じて必要と認める事項を追加することができる。

（構成）

第 3 条 懇話会等は、別表の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のほか、委員の公募に応じた住民のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。ただし、町長が必要と認める者については、この限りでない。

3 前項の委員の委嘱又は任命について、口頭による委嘱又は任命の通知をもって、当該委員を委嘱し、又は任命したものとみなすことができる。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、別表の委員の任期欄に掲げるとおりとする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の職にあることをもって委嘱し、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

（会議の運用）

第 5 条 懇話会等には、委員長及び会長並びに副委員長及び副会長を置かないものとする。

2 懇話会等の会議は、町長が招集し、担当課長その他の関係職員がその議長となる。

3 第 1 項及び前項本文の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、懇話会等の会議の運用について、附属機関の会議の運用の例によることができる。

4 委員は、会議において非公開とした情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第 6 条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 7 日告示第 8 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条—第4条関係）

1 町長の事務部局の懇話会等

名称	協議事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期
愛南町自殺対策検討委員会	<p>1 愛南町自殺対策計画の策定に関すること</p> <p>2 関係団体の協力支援体制づくりに関すること</p> <p>3 自殺対策の推進に関すること</p> <p>4 その他自殺対策を検討するために必要な事項に関すること</p>	<p>1 医療関係者</p> <p>2 保健関係者</p> <p>3 愛南警察署長又はその指名する職員</p> <p>4 愛南町消防署長又はその指名する職員</p> <p>5 愛南町社会福祉協議会の職員</p> <p>6 学校関係者</p> <p>7 民生児童委員の代表者</p> <p>8 事業所の代表者</p> <p>9 高齢者支援課の職員</p> <p>10 健康づくり地区組織リーダーの代表者</p>	10人以内	3年

#### 4 愛南町自殺対策検討委員会名簿

職名	所属		氏名
医療関係者	御荘診療所	所長	長野 敏宏
保健関係者	宇和島保健所健康増進課	課長	兵頭 昌子
愛南警察署長又はその指名する職員	愛南警察署刑事生活安全課	係長	曾根 一訓
愛南町消防署長又はその指名する職員	愛南町消防本部	消防長	若林 弘武
愛南町社会福祉協議会職員	愛南町社会福祉協議会 総務福祉課	係長	野平 真一郎
学校関係者	学校教育課学校教育係	係長	中田 旬美
民生児童委員代表者	愛南町民生児童委員協議会	会長	中平 英明
事業所代表者	愛南町商工会	会長	高橋 伸吉
高齢者支援課職員	高齢者支援課高齢者支援係	課長補佐	高木 貴子
健康づくり地区組織リーダー代表者	健康推進員	代表	蕨岡 ヨリエ

## **第1次 愛南町自殺対策計画**

生き心地の良い町をめざして

2019年3月発行

発行 愛南町

編集 保健福祉課

〒798-4196

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420

TEL 0895-72-1212

FAX 0895-70-1777